

姉川ダム水力発電所設置運営事業仕様・条件書

1 事業の目的

県が管理する治水ダムに潜在する再生可能エネルギー開発の一環として、治水ダムとして管理する姉川ダムが下流に補給する水を活用し、治水ダムとしての運用に支障がない範囲で発電を行う水力発電所の設置運営に関する提案を募集することを目的とします。

2 事業の内容

姉川ダムの放流水に完全従属する水力発電所を設置・運営する発電事業

(1) 事業実施場所

(ア) 名称：姉川ダム

有効落差 52.72m

濁水流量(バルブ放流量) 0.86 m³/s

(イ) 所在地：米原市曲谷

(2) 発電使用可能流量

既得取水の安定化・河川環境の保全等のための放流に完全従属することとします。

なお、ダムの点検、改良工事等でも放流が停止することがあります。

(3) 想定出力規模

県の試算では 900~1,000kW 程度と想定していますが、応募者の提案によることとします。

3 事業実施上の条件

(1) 応募者に対する要件

(ア) 設置運営事業者は、河川法第 17 条および第 66 条にもとづき、兼用工作物となる姉川ダムの建設に要した費用のうち、設置運営事業者が負担しなければならない費用(以下「兼用工作物の建設負担金」という。)と毎年のダム管理に係る費用のうち、設置運営事業者が負担しなければならない費用(以下「兼用工作物の維持管理に要する費用」という。)を納付することとします。ただし、県の行政財産に関して、設置運営事業者は、所有権等の権利を与えることはできません。

費用の詳細については別紙協定書（案）にもとづき、滋賀県と協議の上、定めるところとします。現在の予定額は、下記のとおりです。

兼用工作物の建設負担金：発電所稼働前に一括で約 82,212 千円（平成 26 年度試算）

兼用工作物の維持管理に要する費用：1 年につき約 8,057 千円（平成 26 年度試算）

(イ) 設置運営事業者は、「滋賀県流水占用料等徴収条例」にもとづき流水および土地の占用料（以下「流水占用料等」という。）を納付することとします。流水占用料等の額は、滋賀県流水占用料等徴収条例（平成 12 年 3 月 29 日滋賀県条例第 71 号）に定めるところにより算出した額とします。現在の予定額は、下記のとおりです。

流水占用料等：1 年につき約 1,500 千円（平成 26 年度試算）

4 施設等

- (1) 分岐管には分岐部から水車までの間にゲートを設置し、万が一、発電所が運用停止になった場合においても、発電所側ゲートを閉鎖し、放流ゲートを開放すれば従来どおりに維持放流ができる構造にしてください。
- (2) ゲート閉鎖に伴いダム本体に埋設してある放流管や取水塔に働く水撃圧に対して、放流管の安全を確認するとともに、水撃圧を抑える構造にしてください。
- (3) 水力発電所の概要の説明看板（大きさ 3.6m×1.8m 以上）を 1 箇所設置してください。
- (4) 設置運営事業者が設置した施設および事業に賦課される公租公課は、設置運営事業者において負担してください。

5 工事

- (1) 工事等に当たっては次の事項に留意して下さい。
 - (ア) 水力発電所設置工事は、建設業法第 3 条第 1 項の規定により提案内容に該当する項目の建設業の許可を受けた者が施工してください。なお、建設業法第 26 条にもとづき、主任技術者または監理技術者を選任してください。
 - (イ) 水力発電所設置工事は、滋賀県建設工事入札参加資格者名簿に登録され、ダムにおける水力発電設備の工事の実績を有する者が実施してください。
 - (ウ) 県内事業者への発注に配慮してください。
 - (エ) 流量の監視や弁の開閉操作など既存の監視・操作に著しい影響を与えないよう十分留意して下さい。
 - (オ) 既存の施設に損傷等を与えないよう十分留意してください。

- (2) 水力発電所設置に伴い必要となるダムの管理設備の改修等はすべて設置運営事業者において実施してください。
- (3) 工事は、滋賀県の休日を守る条例（平成元年滋賀県条例第 10 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く原則平日に実施し、工事時間は午前 9 時から午後 5 時までとしてください。
- (4) 工事用車両の進入等の詳細は、所轄警察署、滋賀県および米原市との協議により決定することとします。
- (5) 設置用地内に、工事に利用できる上下水道管は、敷設されていません。
- (6) 工事用水および工事用電源等は、設置運営事業者において確保し、工事排水は適切に処理してください。
- (7) 工事中の騒音、振動、濁水および汚水等により周辺地域の生活環境に影響を及ぼさないようにしてください。
- (8) 工事日程および内容等の詳細について、事前に米原市、長浜市および地元集落など関係者に説明してください。

6 維持管理

- (1) ダム水路主任技術者、電気主任技術者を電気事業法の定めにより配置してください。
- (2) 事業期間中における設置用地内の草木等の伐採、発電所等の維持管理業務は、設置運営事業者の責任で行うこととします。
- (3) 維持管理業務に必要な電気、電話および水道等の工事は、設置運営事業者の責任で行ってください。
- (4) 設置運営事業者は、滋賀県が実施する姉川ダムの維持管理に必要な点検等に協力することとします。
- (5) スクリーンの除塵は発電事業者が実施することとします。

7 手続および報告書等の提出

- (1) 本事業の実施に必要な関係法令に基づく申請および諸手続等は、全て設置運営事業者の責任で行うこととし、その手続等に要する費用は全て設置運営事業者が負担することとします。

- (2) 設置運営事業者は、事業計画、関係法令に基づく申請の状況および施工状況等を、事業実施までに滋賀県に報告してください。なお、必要に応じ、設置運営事業者と協議した上、滋賀県が施工工程会議や資材の製品検査等に立会する場合があります。
- (3) 設置運営事業者は、発電電力量、その他滋賀県が必要と認める本事業の実施に伴う状況の報告を、発電開始後、滋賀県に行うこととします。報告の詳細については、別途、滋賀県が指示することとします。なお、発電電力量は、設置運営事業者と協議の上、公表する場合があります。
- (4) 設置運営事業者は、水力発電所の建設時および運転開始後に、事故や障害等が発生したときは、速やかに滋賀県に報告することとします。この場合において、当該事故や障害等に係る情報は、設置運営事業者と協議の上、公表する場合があります。

8 その他

- (1) 本事業に対し、滋賀県から補助金等の助成はありません。
- (2) 水力発電所の設計、建設および維持管理等については、事前に滋賀県と協議の上、着手してください。
- (3) 関係法令を遵守してください。
- (4) 事業期間中、天変地異に起因する工事期間の遅延や設備の故障等に起因する損害が発生しても、滋賀県は一切の責任を負いません。
- (5) 事業期間中に生じた設置運営事業者と第三者等との紛争等に関し、滋賀県は責任を負いません。同様に、事業の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、設置運営事業者がその損害を賠償することとします。
- (6) 事業の継続が困難となった場合および事業終了後は、当該水力発電所等を設置運営事業者の負担と責任において、速やかに撤去し原状への復旧を行うこととします。ただし、協議により滋賀県が存置を求める場合があります。
- (7) 県内の他ダムへの導入の参考とするため、事業実施の過程で明らかとなる情報（調達価格など）は県の求めに応じて提供に努めることとします。なお、提供された情報は事業者が無断でその目的以外には使用しません。
- (8) 本仕様・条件書に定めのない事項について、これを定める必要があるとき、または疑義が生じたときは、必要に応じて滋賀県と設置運営事業者が協議して定めることとします。